



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

教育委員会規則

○学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（二一・保健体育課）……………1

教育委員会規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十五日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

秋田県教育委員会規則第二十二号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和三十九年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「法、」の下に「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「政令」という。）、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号。以下「省令」という。）、」を加える。

第十一条第一項第四号(ロ)中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「政令」という。）第八條第一項第四号」を「省令第五条」に、「同号」を「同条」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「~~公務災害補償の等級~~」を「~~公務災害~~」に改め、様式第五号から様式第九号までの規定中「~~公務災害~~」

級」を「障害等級」に改め、様式第十四号中「政令別表第2に規定する等級」を「傷病等級」に、「政令別表第3に規定する障害補償表」を「障害等級」に改め、様式第十五号中「傷病補償表の等級」を「傷病等級」に改め、様式第十六号中「傷病補償表の等級」を「傷病等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改め、様式第十七号中「傷病補償表の等級」を「傷病等級」に改め、様式第十八号中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄